

平成27年度の特定不妊治療や予防接種等の助成についてお知らせします。

特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた方に特定不妊治療費の一部を助成します。
平成27年4月より、助成額が上限5万円から10万円に拡充されます。

▼対象となる方

山形県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けたご夫婦

▼助成内容

- ・ 1回の治療あたり上限10万円
- ・ 男性不妊治療を受けた分については、さらに上限5万円の助成
- ※ 助成回数や条件など、詳しくはお問い合わせください。

風しんの抗体検査と予防接種

これから生まれてくる赤ちゃんを感染症から守るために、妊娠を希望している方に抗体検査をおすすめしています。

▼対象となる方

◇抗体検査

※ 過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、予防接種歴が2回以上ある方、風しんにかかったことがある方を除きます。

- ①妊娠を希望している女性（20歳から50歳までの方）
- ②妊娠を希望している女性（20歳から50歳までの方で、抗体がある方、風しんにかかったことがある方、予防接種を2回実施した方を除く）の夫および同居家族
- ③妊婦（抗体が低い方）の夫および同居家族

◇予防接種

- ①抗体検査を受けた方のうち、抗体が低いと判定された方
- ②妊婦健診結果で抗体が低かった方（妊娠中は除く。）

▼助成内容

全額助成（自己負担なし）



高齢者肺炎球菌感染症の予防接種

高齢者の肺炎を予防するための予防接種をおすすめしています。

▼対象となる方

過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない方で、以下の①または②に該当する方

①平成27年度に下記の各年齢となる方

年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生
70歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生
75歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生
80歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生
85歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生
90歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日生
95歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日生
100歳	大正4年4月2日～大正5年4月1日生

※対象となる方には、4月中旬頃に個別にご案内いたします

②60歳以上の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能または免疫機能に障がいのある方

※希望される方は、健康福祉課で手続きが必要です。

▼助成内容

接種費用のうち3000円

■申し込み・問い合わせ 健康福祉課健康推進係 ☎86-0210